

2022年2月24日

UA ゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

委員長 船川 健吾 殿

社会福祉法人瑞祥会

理事長 榎村英一郎

社会福祉法人ルボア

理事長 榎村英一郎



下記のとおり回答いたします。

記

① 4級以上は定期昇給とする。職責・給与体系・手当・貢献度を考慮した際、妥当であると考えている。

② 良好な勤務態度でなかった者については下記のとおりとし、就業規則に位置づける考えはない。非正規職員も同様。

- ・遅刻や欠勤
- ・頻繁に注意されているにも関わらず決められた仕事をしない
- ・仲間を責め、仲間の精神状態を著しく不安定にする
- ・業務中にサボる、いなくなるなどの行為
- ・上司の指示に従わない、注意忠告に反抗的な態度をとる
- ・正しい言葉遣いができず度々注意を受ける
- ・始末書の提出がある
- ・就業規則違反
- ・通常の業務を行えていない者

なお、始末書については既に事実関係が明白であり明らかな違反行為と断定可能で、施設として反省を求める場合に提出を課している。従って、違反行為の事実確認を行い、始末書の提出が必要と判断をするか否かは施設長の責任において行う。

③ 年俸職員は契約により、1年単位での年俸での確定給与であるため、改善支援手当の支給は行わない。

④ 住居手当について

異動の有無で判断しており、そもそも異動のない非正規職員は支給要件を満たさない。

⑤ 特別休暇について

フルタイムパート以外は勤務日の振替での対応を基本とする。勤務命令による振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与する。なお、振替が困難な場合の判断は各施設長が行う。

⑥ ハラスメント

各施設のハラスメント窓口を精査し、必要に応じて担当変更を行う。

以上